



**特別障害者手当  
障害児福祉手当**

本庁高齢障害課

**特別障害者手当**

20歳以上で身体または知的・精神などに著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の方に対し、福祉の増進を目的に支給します。

**【支給額】**

月額2万6440円

※ただし、次に該当するときは支給されません。

- ①施設に入所しているとき
- ②病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているとき

**今月の納税**

市・県民税（2期）  
国民健康保険税（3期）

納期限

9月1日（月）

納期限内に納めましょう



【問い合わせ】  
本庁税務課 ☎ 22-9612

③受給者およびその配偶者または扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

**障害児福祉手当**

20歳未満で身体または知的・精神などに重度の障がいがあり、日常生活で常時の介護を必要とする在宅の児童に対し、福祉の増進を目的に支給します。

**【支給額】**

月額1万4380円

※ただし、次に該当するときは支給されません。

①障がいを支給事由とする年金を受けているとき

②施設に入所しているとき

③受給者およびその扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

**【受給の請求】**

これらの手当は本人（障がい児は保護者）からの請求により支給されますが、認定に



**たまには☆ノンマイカー Day**



8月は夏休みで通学者が減少するため、平成17年から毎年8月を「公共交通利用促進月間」として、市と県民センターの職員が協働して利用促進に取り組んできました。本年度は市内全域で取り組むキャンペーンを実施します！8月中は伊賀流忍者博物館・だんじり会館・伊賀信楽古陶館・伊賀越資料館・芭蕉翁記念館・芭蕉翁生家・葦虫庵・伊賀上野城で定期券を見せると入場料などが団体割引料金になります。（発着が市内の駅またはバス停で通勤定期に限りです）

また、9月以降は毎月最終金曜日を「公共交通機関の利用促進日」とします。環境に優しく、健康にも良い公共交通機関のご利用をお願いします。

【問い合わせ】  
本庁企画調整課 ☎ 22-9621

**現況届**

ついでには指定の診断書などを提出していただき審査を行うなど、障がいの状態などについては別の規定があります。

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給されている方は、受給資格確認のために現況届（所得状況届を含む）を提出していただきます。必要書類を送付しますので、必ず提出してください。期日までに提出されないと、受給資格があっても引き続き手当を受けることができなくなる場合があります。

**【提出期間】**

8月11日（月）～9月10日（水）

※土・日曜日を除く

**【申請先・問い合わせ】**

本庁高齢障害課  
☎ 22・9656  
各支所住民課健康福祉係

**地域安全コーナー**

伊賀警察署だより

**家庭の防災対策  
について**



阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊が原因であり、ケガをした方の半数以上が家具の転倒によるものでした。

地震や台風などに備え、家の周囲を確認し、倒れやすいブロック塀、不安定な瓦やアンテナの補強を行い、プロパンガスのボンベを鎖でつなぐなどの措置をとりましょう。

また、家の中ではタンス・食器棚・冷蔵庫などの転倒防止措置やテレビ・花瓶など壊れやすいものについては低い所に置くようにしましょう。

次に、家族の間で万が一、災害が発生したときの連絡方法や避難所などの集合場所を確認し、災害に備えて「非常持ち出し袋」を準備しましょう。

非常持ち出し品には、

- 飲料水・非常食品
  - 救急医療薬品類
  - 携帯ラジオ・懐中電灯
  - 現金や貴重品・衣類
- などがありますが、使用するときに支障がないよう定期的に点検することを心掛け、設置場所を決めておくことも大切です。

**【問い合わせ】**

伊賀警察署 ☎ 21・0110  
名張警察署 ☎ 62・0110

## 児童扶養手当 特別児童扶養手当

本庁少子化対策課

### 児童扶養手当現況届

この手当は離婚などによって父親と生計を共にしていない児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している方が対象です。

児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

手続きが必要な方には8月初旬に案内文書を送付します。内容確認などが必要となりますので、必ず受給者本人が手続きしていただきますようお願いいたします。(代理人：郵送不可)

【提出期限】 8月29日(金)

### 特別児童扶養手当所得状況届

この手当は精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方が対象です。

特別児童扶養手当を受給されている方は、毎年所得状況届の提出が必要です。

手続きが必要な方には8月中旬に案内文書を送付します。

【提出期限】 9月10日(水)

いずれの手当もこの届で受給者の現在の状況や前年の所得などについて確認し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

なお、『提出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなります』のでご注意ください。

### 【提出先・問い合わせ】

本庁少子化対策課

☎ 22・9654

各支所住民課健康福祉係

伊賀支所 ☎ 45・9127

烏ヶ原支所 ☎ 59・2163

阿山支所 ☎ 43・9711

大山田支所 ☎ 47・1151

青山支所 ☎ 52・3228



## 行財政改革大綱

### 後期実施計画を策定

本庁行政改革推進課

伊賀市行財政改革大綱に基づく後期実施計画を策定しました。

この計画は行財政運営の改革・改善を推進するために行

財政改革大綱で定めた9つの重点項目の具体的な取組内容となっております。おり、平成18年度に策定した実施計画を見直したものです。



### 【取組期間】

平成20～22年度(3年間)

### 【実施計画の閲覧】

市ホームページ (<http://www.city.iga.lg.jp/>) に掲載

しているほか、行政改革推進課または各支所総務振興課に備え付けていますのでご覧ください。

### 【問い合わせ】

本庁行政改革推進課

☎ 22・9622

## 9月から社会保険事務相談の場所が変わります

本庁健康保険課

相談会場は上野商工会議所3階から上野産業会館2階ホールに変更します。開催日時は第1水曜日、第3金曜日、いずれも午前10時15分から午後2時45分まで変わりません。

### 【問い合わせ】

上野商工会議所

☎ 21・0527

# 保険料の軽減割合を拡大します

## 長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

政府決定により保険料の軽減割合が次のとおり拡大されます。

■平成20年度の均等割額が7割軽減されている世帯の方・・・一律8.5割軽減

■賦課のもととなる所得金額(※)が58万円以下の方・・・所得割額を5割軽減

(※) 賦課のもととなる所得金額・・・平成19年中の総所得金額-基礎控除(33万円)

▼保険料の納期

8月中旬に保険料額および納付方法の通知を市から送付します。

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

# 保険料のお支払い方法の変更について

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料について、すでに年金から天引きされている方または10月の年金から天引き予定となっている方のうち、次のいずれかの要件を満たす方は本庁健康保険課または各支所住民課の窓口へお申し出いただくことにより、保険料を口座振替でお支払いいただくことが可能となります。

- ①国民健康保険の保険料を確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合
- ②世帯主または配偶者がいる方(年金収入が180万円

未満の方)でその口座振替により納付する場合

窓口にお申し出いただいた後、速やかに10月分の年金からの天引きを中止する手続きを行います。8月10日を過ぎてお申し出いただいた場合は、12月分以降の年金から中止させていただくこととなります。

国民健康保険税を年金から天引きされている方は、左記①のみに該当する場合、お申し出により年金天引きから口座振替に変更することができます。

【問い合わせ】 本庁健康保険課 ☎ 22-9660